

岡山商工会議所生命共済「見舞金・祝金制度」規程

(目 的)

第1条 本制度は、当商工会議所が会員事業所及びその役員・従業員の福利厚生制度を充実させることを目的として実施する「生命共済」の一部をなすものである。

(対 象 者)

第2条 本規程は、当商工会議所が運営する「生命共済」のうち、当商工会議所が独自に給付を行う病気入院見舞金、事故通院見舞金、結婚・二十歳・出産祝金制度について規定するものであり、その対象者は、「生命共済」に加入する当商工会議所の会員事業所の事業主・役員及びその従業員全員（以下、「対象者」という。）とする。但し、加入事業者が負担すべき掛金を毎月の期日までに納付した事業所を対象とする。

(責任開始期)

第3条 本規程は、入院給付金付災害割増特約・ガン重点保障型生活習慣病一時金特約付定期保険（団体型）（以下「主契約」）の加入日と同時に効力を有する。

(保障期間)

第4条 本規程の保障期間は、主契約の保障期間と同一とする。

(失 効)

第5条 主契約が効力を失った場合には、この規程も同時に効力を失う。

(病気入院見舞金の支払)

第6条 病気入院見舞金の支払についての内容は、以下のとおりとする。

1) 給付要件

①見舞金請求時において、受給対象者が生命共済に加入していること。

②加入日以降に病気により継続入院し、その期間が7日以上に及ぶこと。

2) 給付額及び給付回数

①給付額は、入院時の加入口数に2,000円を乗じた額とする。

②給付は、共済事業年度毎に年1回限りとする。但し、入院期間が翌年の共済事業年度（毎年4月1日～翌年3月31日）にまたがる場合には、新たな給付は行なわない。

3) 請求手続き

継続入院7日を経過後、3ヶ月以内に所定の請求書に医師の診断書等（写し可）入院の事実を証する書面を添えて事業主が請求する。

(事故通院見舞金の支払)

第7条 事故通院見舞金の支払についての内容は、以下のとおりとする。

1) 給付要件

①見舞金請求時において、受給対象者が生命共済に加入していること。

②加入日以降に不慮の事故により、実通院が5日以上に及ぶこと。

2) 給付額及び給付回数

①給付額は、通院時の加入口数に2,000円を乗じた額とする。

②給付は、共済事業年度毎に年1回限りとする。但し、実通院期間が翌年の共済事業年度（毎年4月1日～翌年3月31日）にまたがる場合には、新たな給付は行なわない。

3) 請求手続き

実通院5日を経過後、3ヶ月以内に所定の請求書に医師の診断書等（写し可）通院の事実を証する書面（労災の場合は、受傷して公的医療機関に受診した事を証明する用紙）を添えて事業主が請求する。

(結婚・成人・出産祝金の支払)

第8条 結婚・二十歳・出産祝金の支払につ

いての内容は、以下のとおりとする。

1) 給付要件

結婚・二十歳・出産祝金請求時において、受給対象者が生命共済に1年以上加入していること。

2) 給付額

- ①加入者が結婚した時、加入口数に2,000円を乗じた額とする。
- ②加入者が二十歳になった時、加入口数に2,000円を乗じた額とする。
- ③加入者本人及び配偶者が出産した時、加入口数に2,000円を乗じた額とする。

3) 請求手続き

加入者に結婚祝金の支払または二十歳祝金の支払または出産祝金の支払事由が生じたことを知った場合は、3ヶ月以内に所定の請求書に次の書類（証明書）を添えて事業主が請求する。

- ①結婚祝金は、入籍を証明する公的書類の写し。
- ②二十歳祝金は、身分証明書、健康保険者証、運転免許証等生年月日を確認できるものの写し。
- ③出産祝金は、戸籍抄本、母子手帳出生届出済証明、健康保険者証等出生を確認できるものの写し。

(受取人)

第9条 受取人は、生命共済加入申込者（事業主）または、被保険者とする。

(見舞金、祝金を支払わない場合)

第10条 岡山商工会議所は、加入者が第6条・第7条・第8条の指定に該当した場合であっても、次の項目によるときは、見舞金、祝金を支払わない。

・共通

- ①事業主または加入者の虚偽の申請によるとき。
- ②加入者の違法行為によるとき。
- ③加入者が死亡したとき。
- ④その他

・見舞金

- ①受取人の故意によるとき。
- ②死亡保険金、高度障害保険金、入院・治療給付金が支払われたとき。

(時効)

第11条 見舞金、祝金を請求する権利は、以下の場合、時効により消滅する。

- ①見舞金を請求する権利は、その支払事由が生じた時から3年間請求がないとき。
- ②結婚祝金を請求する権利は、婚姻届出提出後3年間請求がないとき。
- ③二十歳祝金を請求する権利は、満20歳の誕生日を迎えた後、3年間請求がないとき。
- ④出産祝金を請求する権利は、出生後3年間請求がないとき。

(規程の制定・改廃)

第12条 本規程の制定および改廃は、常議員会の決議により行う。

(附 則)

- 1 この規程は、平成23年3月14日より実施する。
- 2 「事故通院見舞金」「出産祝金」制度新設に基づく改正規程は、平成25年3月19日より実施する。
- 3 第11条(時効)に関する改正規定は、平成28年6月10日より実施する。
- 4 第2、8および11条に関する改正規定は、令和7年3月21日より実施する。